

令和8年度 事業計画

[生活衛生営業振興対策等事業]

I 補助事業

1 生活衛生営業経営指導員等配置事業

生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、あわせて消費者の利益の擁護を図るため、生活衛生営業に関する常勤の経営指導員3名及び補助員1名を配置し、消費者や生衛業者及び生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）に対して、苦情相談、経営相談、指導等を行なう。

- (1) 各生衛業に対する経営指導及びこれらに関連する事業の企画立案
- (2) 経営、経理、税務、労務、金融及び衛生等に関する指導、助言
- (3) 日本政策金融公庫融資に係る指導、助言及びセンター理事長推薦事務
- (4) 営業設備の合理化、効率化及び近代化促進に関する指導、助言
- (5) 生衛業経営特別相談員に対する指導、研修及び情報の提供
- (6) 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度要綱に係る推薦事務
- (7) 消費者等の苦情の受付、処理及び指導並びに情報の提供

2 生活衛生営業相談指導事業

(1) 中央相談指導事業

生衛業の経営上必要な融資、経理、税務、労務及び衛生水準の維持向上等に関する相談、経営の多角化・事業転換等の再生支援相談、新規開業支援相談等に対応する常設相談室を設ける。

また、必要に応じて外部の専門家等も活用した専門的な相談を行うとともに、消費者等からの苦情等の相談処理、関係機関、関係団体等との連携により苦情の削減等にも努める。

- ・日本政策金融公庫の融資相談に的確に対応し、必要に応じて理事長推薦の事務手続きを行う。
- ・生衛業への苦情等の実態把握及び関係者等への情報提供と情報の共有を図り苦情の削減に努めるため、関係機関、市町、生衛組合等で構成する「消費者苦情相談対応連絡会」を開催する。
- ・生衛業者の資質向上や生衛業の振興発展を図るための経営セミナー等を開催する。

(2) 地区相談指導事業

生衛業者、消費者等に対する各種相談及び指導体制を充実するため、県薬事

衛生課、保健福祉センター(保健所)、商工会・商工会議所、中小企業診断協会等関係機関、団体の協力を得て、「地区相談室」等を開催する。

ア 生衛業者の相談指導

遠隔地における相談指導を充実するため、経営指導員、経営特別相談員を現地へ派遣するほか、専門的な相談等への対応のため中小企業診断士等を派遣する。

イ 消費者、利用者の相談指導

生衛業者の提供する製品、サービス内容等の理解を深めるとともに、消費者等の苦情相談に的確に対応するため、消費者団体等との懇談会を開催する。(経営特別相談員、関係業界役員及び保健所職員等の出席)

(3) 巡回相談指導事業(経営指導員、経営特別相談員による巡回)

生衛業者、生衛組合支部及び組合員等を巡回して、融資、経営、経理、税務、労務及び衛生等に関する相談に応ずるとともに経営指導等を行う。

また、日本政策金融公庫、関係機関・団体等との連携を図り、情報収集や相談員の能力・資質の向上を図るための研修会等を実施する。

3 分野調整等指導事業

生活衛生関係営業における大企業等の進出による紛争等について、分野調整事業協議会で相談指導及び自主的調整等を実施する体制を確保する。

4 生活衛生営業情報化整備事業

多様化した消費者ニーズへの対応及び生衛業の振興発展のため、既存の情報ネットワークを生かし、生衛業に関する各種経営情報や相談事例等を収集、また生衛業者等の行政情報等を取得し、営業者に対する相談業務、指導業務等に利用するとともに、その関連情報を生衛組合、営業者に還元する。

また、ホームページを積極的に活用して消費者にも有利な情報等の提供を行う。

5 健康・福祉対策推進事業

生衛業の地域社会との共存や県民の福祉の増進などの社会的要請に応じる方策として、健康づくりの場の提供等の取組みを支援する。

また、新型コロナウイルスや新型インフルエンザなどの感染症拡大防止対策について、営業者に普及啓発を図る。

6 後継者育成支援事業

若年者の生衛業に対する職業観の向上とその就業等の促進を図り、次世代への事業承継や人材育成のため「後継者育成支援協議会」を設置するほか、高校生等を対象にしたインターンシップ(体験学習)等を実施するとともに、高等学校、大学等へのインターンシップ及び出前講座などの広報宣伝活動を実施し普及促進を図る。

- ・後継者育成支援協議会の設置、開催 1回
- ・高校生等を対象にしたインターンシップの実施
(飲食関係部門及び理容・美容部門で開催)
- ・アンケートの実施

II 受託等事業

1 生活衛生営業景況等調査事業

生衛業者の景況及び設備投資の動向等を把握するための年4回の調査を受託し実施する。

2 クリーニング師研修等事業

消費者保護の観点から、クリーニング業法の規定により、クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員への資質の向上及び業務に関する新しい知識の修得や技術の向上を図るための法定研修及び業務従事者講習を実施する。

令和8年度は、第13クール(1クール：3年間)の2年目としてクリーニング師研修を2回開催するほか、業務従事者講習を通信制で実施する。

- ・研修会場：金沢市

3 標準営業約款登録事業

消費者の利益擁護の観点から消費者の店舗選択の利便を図るため、厚生労働大臣が指定する「理容所」、「美容所」、「クリーニング所」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」等の営業店について、関係の生衛組合と連携し、当該業者に対する標準営業約款の登録勧奨及び消費者に対する登録店利用の啓発に努めるとともに、新規及び再登録の登録業務を行う。

4 生衛業経営支援対策事業

(1) 相談・指導等の支援

生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる専門相談窓口を開設し、事業継続や経営再建に対して、適切な公的支援等を活用する支援体制を構築し、経済的に大きな影響を受けている業界を早期の再生軌道に導くなど、支援体制の強化を図る。

- ・開設時期 令和8年4月から令和8年12月末まで

(2) 支援施策に関する研修会の実施

- ・デジタル化に対応する研修会

5 受動喫煙防止対策事業

労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者のための生衛業受動喫煙防止対策助成金の周知及び交付申請等の受理等の業務を受託し、円滑な受動喫煙防止対策を推進する。

Ⅲ 一般事業

1 生活衛生営業対策事業

生衛組合及び関係機関等と協働し、生衛業における活性化促進事業や各種の技術的諸問題の解決のための検討会や情報交換会等を開催する。

(1) 検討会等の開催

生活衛生営業の活性化や関係事業に係る各種の技術的諸問題等について、生衛組合や関係機関等と必要の都度、検討会等を開催する。

(2) 生活衛生改善貸付の促進

生活衛生改善貸付の周知を図るとともに、推薦事務について、審査代行、推薦代行の導入により生衛組合員への適切な融資の推進を図る。

(3) 日本政策金融公庫との連絡協議会の開催

日本政策金融公庫との連絡協議会を開催し、生活衛生融資等に係る情報交換を行い、生衛業への適切な融資の促進を図る。

[生活衛生営業振興補助事業]

1 生活衛生営業振興事業費（定額補助）

各生衛組合が行う各種の振興事業に対して定額の助成を行うことにより、生衛業界の振興と地域経済の活性化、消費者への啓発を図る。

[法人管理]

1 評議員会の開催

定時評議員会を事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、定款に基づき必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

2 理事会の開催

通常理事会を年2回開催するほか、定款に基づき必要がある場合には臨時理事会を開催する。

3 監事監査会の実施

監事監査会を年1回開催し、理事の職務執行及び法人の計算書類・事業報告等を監査するとともに、法人の業務及び財産の状況を調査する。

5 法人管理事務

法人の運営管理に係る事務の執行を行う。